

鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付要綱（改正後全文）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、令和新時代創造県民運動として、県内で地域をより良くしようと自ら取り組む様々な地域づくり活動を支援することにより、若者をはじめあらゆる世代の県民が地域づくり活動に一層興味を持ち、地域の良さを再認識し、地域への愛着につなげることで、地域づくり活動への参加促進及び将来の地域の担い手不足の解消を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とする。
 - 3 前2項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、国、他の地方公共団体又は団体等から第2項の額を超える補助金、交付金又は助成金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。
 - 5 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
 - 6 別表の第2欄（2）の者が同種の事業を実施するために受けられる補助の回数は、同表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれ1回限りとする。
 - 7 過去に本補助金「令和新時代創造県民運動推進型」、「交流サロン活動等支援型」、令和元年7月4日以前の鳥取県トットリズム推進補助金「トットリズム推進型」、「交流サロン活動等支援型」及び平成27年度以前の鳥取県鳥取力創造運動支援補助金「発展型」の区分による補助を受け事業を実施した者は、同種の事業を実施するために「スタートアップ型」の区分による補助を受けることはできないものとする。
 - 8 過去に本補助金、令和元年7月4日以前の鳥取県トットリズム推進補助金又は平成27年度以前の鳥取県鳥取力創造運動支援補助金（以下「本補助金等」という。）による補助を受けた事業と同様の内容と判断される事業を実施する者は、過去に本補助金等の補助を受けていない者であっても本補助金の交付対象としないものとする。

（交付申請の時期等）

- 第4条 本補助金の交付申請は、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、地域づくり推進部長が別に定めるとおりとする。
 - 4 補助金の交付申請を行う者が未成年の場合は、前項の書類のほか様式第3号を添付しなければならない。
 - 5 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（調査）

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

- 第6条 審査は、鳥取県補助金等審査会及び鳥取県表彰・認定審査会（令和新時代創造県民運動推進委員会）（以下「委員会」という。）において行う。
- 2 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。
 - 3 審査方法については、委員会が別に定めるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、委員会を開催した日から14日以内（県の休日の日数は、算入しない。）に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
 - 3 知事は、第4条第5項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

(承認を要しない変更)

- 第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 補助事業の規模を大幅に縮小する、又は実施の時期を大幅に遅延する変更
 - (3) 補助事業の内容の変更につながる、支出区分間の経費配分の変更や、新たな支出事由の追加
 - (4) その他、補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

- 第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(情報の公表)

- 第10条 補助事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、事業の申請及び報告の書類は、個人情報を除き公表する。

(財産の処分制限)

- 第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

- 第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり

推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この制定は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、令和元年7月5日から施行する。

2 平成31年度に募集を開始した事業について、1の施行日以降、「鳥取県トットリズム推進補助金」を「鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
若者 チャ レン ジ 型	若者による新たな取組（試行的な取組を含む）及びこれまでの取組を拡充するもの。 ※ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。 ア 学校の正規の教育課程として行われる事業 イ 大人が中心となって企画・運営する事業	（1）若者チャレンジ型 鳥取県内に居住する、申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者3名以上が中核となって構成されている団体。（法人格の有無を問わない。） （2）スタートアップ型 県内に事務所又は活動拠点を有する団体等（非営利公益活動団体（法人格の有無を問わない。）、地域住民組織、個人、企業、商工団体等の各種産業団体及びその青年部組織等）。 （3）以下の者は対象外とする。 ア 政治・宗教・特定の思想の普及に関わる者 イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者	10/10	15 万円	（1）補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、人件費（報酬、給料、アルバイト賃金、共済費）、食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く）、工事請負費等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。 （2）委託費については、県内事業者が実施したものに限定する。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。 （3）団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、団体の構成員を講師等として支払う報償費、旅費と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。 （4）報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。 （5）備品購入費については、スタートアップ型（ステップアップ支援）の事業に限り、限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限として対象とする。
スタート アップ 型	支援 スタート	新たな取組やこれまでの事業の拡充、試行的な取組を行う事業	10/10	10 万円	（1）補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、人件費（報酬、給料、アルバイト賃金、共済費）、食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く）、工事請負費等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。 （2）委託費については、県内事業者が実施したものに限定する。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。 （3）団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、団体の構成員を講師等として支払う報償費、旅費と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。 （4）報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。 （5）備品購入費については、スタートアップ型（ステップアップ支援）の事業に限り、限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限として対象とする。
	ステップ アップ 支援	過去にスタートアップ型〔平成27年度以前の鳥取力創造運動支援補助金についてはスタートアップ型（新規又は継続）〕の補助を受けた事業で、取組を継続し、成長させていくための事業。	3/4	30 万円	

区 分	内 容
1. 事業の区分	<p>（該当する区分に☑してください。同一募集時期に複数区分への申請はできません。）</p> <input type="checkbox"/> 若者チャレンジ型 <input type="checkbox"/> スタートアップ型（スタート支援） <input type="checkbox"/> スタートアップ型（ステップアップ支援）
2. 事業の名称	
3. 事業の目的	
4. 地域の課題	※本事業で解決しようとする地域の課題や住民ニーズ等について記載してください。
5. 事業の効果	※本事業が地域や社会に与える影響や効果について記載してください。
6. 実施体制	※事業を効果的に実施するために、誰が事業を実施するか、どのような関係者と連携を行うかを記載してください。組織図等がある場合は添付して、「別添のとおり」と記載していただいても構いません。
7. 事業内容	※事業実施予定日、対象者、参加予定人数、開催場所、事業概要、計画の実現性、事業完了予定日を記載してください。
8. 個別項目	※「若者チャレンジ型」「スタート支援」の場合は本事業での新規の取組又は従来の事業から拡充した部分、新たな工夫を加えた部分を記載し、「ステップアップ支援」の場合は、前年度以前にスタートアップ型（スタート支援又は継続支援）補助金を受けた取組の課題や経験を踏まえ、その継続や参加者の増加等のための新たな工夫や、組織基盤の整備・取組の広がりについて記載してください。
9. 他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等を所管している部署（団体）名を記載してください。
10. 過去3年間の活動実績	※団体として過去3年間に取り組んだ活動実績（時期・活動内容）及び本補助金の活用実績を記載してください。
11. 関係法令の遵守	関係法令の遵守について（確認の上、☑を入れてください。） <input type="checkbox"/> 事業の実施に係る関係法令等を十分に認識の上、遵守します。 （例：食品の製造・販売を行う場合の食品衛生法、有償でモニターツアーを行う場合の旅行業法等）
12. 令和新時代創造県民運動実践団体への登録	地域づくりに関する各種情報の収集と発信を行うことにより、活動団体の活動意欲の向上や、主体的なネットワークづくりに資するとともに、地域力向上の機運醸成を図る令和新時代創造県民運動実践団体に登録する。 <input type="checkbox"/> 登録します。 <input type="checkbox"/> 登録済
13. 消費税の取扱	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者

注：上記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙で構いません。

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名			担当者名
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

注：「若者チャレンジ型」は、申請書の内容についての問合せや相談に対応いただくとともに、活動をフォローしていただける成人の方のお名前と、平日・日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。

会計責任者連絡先

住 所	〒		
氏 名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

注：申請者が未成年の場合のみ記載してください。この場合、申請者の法定代理人の代表者を会計責任者として連絡先を記載してください。

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進事業収支予算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
県 補 助 金		
自 己 資 金		
参 加 費 ① (入場料、出展料等)		
その他の収入 ② (民間・市町村助成金、 販売収入等)		
合 計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	積算内訳
補 助 対 象 経 費		
	補助対象経費計 ③	
補 助 対 象 外 経 費		
	補助対象外経費計	
合 計		

※算定基準額 = 補助対象経費③ - (参加費① + その他の収入②)

= 円

鳥取県知事 様

法定代理人 氏名
住 所
連 絡 先

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金申請 同意書

私は、〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金申請者の法定代理人の代表者として、私の（続柄） である（氏名） が、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付要綱及び募集要項に基づき、補助金の申請をし、交付が決定された場合に事業を実施することについてあらかじめ同意します。

（注）法定代理人の代表者として署名される御本人自身が、全て自署で記入してください。

年 月 日

様

職 氏 名

印

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当： 担 当 所 属 電 話 ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付要綱（平成28年3月28日付第201500140633号鳥取県元気づくり総本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進事業報告書

区 分	内 容
1. 事業の区分	<input type="checkbox"/> 若者チャレンジ型 <input type="checkbox"/> スタートアップ型（スタート支援） <input type="checkbox"/> スタートアップ型（ステップアップ支援）
2. 事業の名称	
3. 事業の目的	
4. 実施体制	
5. 事業結果	
6. 事業成果	※計画書に記載した「地域の課題」がどう解決されたのか、具体的に記載してください。
7. 他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等を所管している部署（団体）名を記載してください。
8. 消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者

注1：上記の内容が記載されていれば、様式は別様又は別紙で構いません。

注2：下記の書類もあれば提出してください。

事業の様子が分かるもの（事業で作成した資料、チラシ、パンフレット、写真等）

担当者連絡先

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

注：「若者チャレンジ型」は、実績報告書の内容についての問合せや相談に対応いただくとともに、活動をフォローしていただける成人の方のお名前と、平日・日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。

会計責任者連絡先

住 所	〒		
氏 名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

注：補助事業者が未成年の場合のみ記載してください。この場合、補助事業者の法定代理人の代表者を会計責任者として連絡先を記載してください。

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
県 補 助 金			
自 己 資 金			
参 加 費 ① (入場料、出展料等)			
その他の収入 ② (民間・市町村助成金、 販売収入等)			
合 計			

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
補 助 対 象 経 費			
	補助対象経費 計 ③		
補 助 対 象 外 経 費			
	補助対象外経費 計		
合 計			

※算定基準額 = 補助対象経費③ - (参加費① + その他の収入②)

=円

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者名 印

〇〇年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 本補助金の確定額(確定通知書により通知した額)	金	円
2 確定額に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額	金	円
4 確定した控除税額	金	円
5 補助金返還相当額	金	円

(注)確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。